

(写)

5 三総政第91号

令和5年5月16日

三鷹市議会事務局長 刀祢平 秀輝 様

三鷹市長 河村 孝

議案の送付について

令和5年第2回三鷹市議会臨時会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第24号 令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

議案第 24 号

令和 5 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について

緊急執行を要した令和 5 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 23 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

専 決 処 分 書

令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月10日

三鷹市長 河 村 孝

理 由

令和5年3月28日に国が決定した物価高騰対策のうち、「低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金の給付」については、5月中の早期給付に向けて、早急に予算措置する必要があるが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

提案理由

令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、市長において処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

（第2項省略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。